

*本報告文は、著者が個人的に検討し作成したのものとして、著者の所属の法律事務所の立場とは如何なる関連もありません。

1. 金融監督機関概要および構造調整に対する影響外観

1) 金融監督機関概要および設立沿革

韓国の金融監督機関としては金融委員会と金融監督院があり、上記の機関は金融委員会の設定等に関する法律に根拠し設立されている²。この法律の母体は、大韓民国が深刻な経済危機を経験していた1997年12月31日に制定され1998年4月1日に施行された金融監督機構の設置等に関する法律で、当時、韓国銀行、銀行監督院、証券監督院、保険監督院および財政経済院等に分散されていた主要業圏別金融監督機能を統合・一元化するため、金融監督委員会および金融監督院が発足した。金融監督機関の設定等に関する法律は、2008年2月29日に金融委員会の設定等に関する法律として名称変更等一部改正されたが、上記の改正法律において金融政策機能を一元化し、これに対する監督執行機能を集中する目的により、当時、財政経済部の金融政策機能と金融監督委員会の監督政策機能を統合し、金融委員会が発足しており、金融監督院は金融委員会の政策決定による監督執行を専門に担当するようにし、二元的な監督機関体系を確立し³現在に至っている。

2) 金融委員会の金融監督院の事務および構造調整関連政策機能の根拠

金融委員会の設置等に関する法律第17条第1号および第2号によると、金融委員会は、金融に関する政策および制度に関する事項および金融機関監督および検査・制裁に関する事項を所管事務として遂行している。また、同法第37条第1号および第3号によると、金融監督院は、同法第38条各号の検査対象金融機関の業務および財産状況に対する検査および金融委員会と同法または他の法令により金融委員会に設けられた機関に対する業務支援を職務として遂行している。

銀行法第34条第2項において代表的に規定しているように、金融機関の監督において最も重要なのは資本の適正性、財産の健全性、流動性等経営の健全性を維持することであり、金融委員会はこれに重点を置いた金融機関監督政策事務を遂行し、金融監督院はこれに関連する検査および金融委員会業務支援職務を遂行する。

¹ Kim&Chang 法律事務所弁護士、法学博士

² 金融委員会の設置等に関する法律の金融委員会、金融監督院設立根拠条文は次のとおりである。第3条（金融委員会の設置および地位）①金融政策、外国換業務取扱い機関の健全性監督および金融監督に関する業務を遂行するために国務総理所属で金融委員会をおく。

②金融委員会は「政府組織法」第2条により設置された中央行政機関としてその権限に属する事務を独立的に遂行する。

第24条（金融監督院の設立）①金融委員会や証券先物委員会の指導・監督を受け金融機関に対する検査・監督業務等を遂行するため金融監督院を設立する。

②金融監督院は無資本特殊法人にする。

³ 2008年2月29日に一部改正された金融委員会の設置等に関する法律（法律第8863号）の【制定・改正理由】

そのため、こうした個別金融機関の経営健全性維持および破綻防止の次元においても金融機関と金融取引関係を結んでいる個別企業の迅速で円滑な構造調整が必要であり、このため韓国の金融監督機関が先制的構造調整のための各種政策整備および構造調整への関与機能を遂行している。

3) 金融監督機関の構造調整手続に対する影響

金融監督機関の先制的構造調整のための各種政策整備および構造調整への関与の結果、対象企業が新たな協約等に根拠して金融機関を中心とする先制的な構造調整手続を進行して、法的倒産手続を進行せず、構造調整を成功的に終了する場合もあれば、逆に先制的構造調整手続が失敗する場合、むしろ結果的に法的倒産手続の申請が遅延される場合もありうる。最近には金融機関を中心とする先制的構造調整手続と法的倒産手続間の協力的関係を構築しようとする動きもある。金融監督機関のこうした政策的介入は構造調整対象企業の構造調整手続の選択、進行過程に相当する影響を及ぼしている⁴。

2. 金融監督機関の先制的構造調整のための各種政策整備および構造調整への関与の類型

韓国での金融監督機関の先制的構造調整のための各種政策整備および構造調整への関与機能は大きく、三種類のありさまで現れている。1) 産業別構造調整方向を含めた構造調整推進方向決定および政策推進、2) 構造調整推進に必要な法律および協約等制定関与、3) 構造調整推進に必要な機関設立関与である。以下ではこれを分けて具体的な金融監督当局の構造調整関与機能を見てみる。

3. 産業別構造調整方向を含めた構造調整推進方向決定および政策推進

1) 2008年金融危機対応および市場の不確実性解消のための構造調整推進方向設定・体系定立

2008年グローバル金融危機の余波で国内金融市場が不安定になって、金融委員会と金融監督院は合同して構造調整推進方向設定および体系定立を行った⁵。まず、構造調整推進方向は、①企業構造調整は企業を生かすことに重点を置いて推進し、回生可能性がない企業は迅速に整理し、②外換危機時と同様にすでに不実化された企業に対する一括的構造調整でない個別企業およびグループ別に構造調整を推進し必要な場合に産業別に対応し、③すでにFast Track, 貸主団協約等を適用されている一時的流動性不足企業に対しては金融支援と構造調整を並行することにした。このため、①2008年11月28日に企業構造調整業務を効率的に支援するため、「企業財務改善支援団」を金融委員会/金融監督院が合同で設置し、団長は金融監督院長が兼任することにし、②メイン銀行が対象企業別に債権金融機関協議会を構成し構造

⁴ 金融監督機関が一般的な政策立案および執行機能を通じ構造調整手続に関与することを超えて、個別金融機関に影響力を行使し個別対象企業の構造調整手続に影響を及ぼすのは上記の金融委員会の設置等に関する法律上の金融監督企業の権限を越えているとして論争する余地がありうるので注意が必要である。事例として金融監督院は、京南企業の2013年の三つ目のワークアウト申請当時、メイン銀行である新刊銀行が大株主無償減資後、出資転換を推進すると定めたにもかかわらず、債権金融機関協議会において「大株主無償減資」部分を削除した案件が通過できるように影響力を行使し、結局、故成完鍾前京南企業会長の持分の無償減資なく1000億ウォン台出資転換がやり遂げられるように不当な介入を行ったという論争があつて問題となった。

⁵ 2008年12月9日に、金融委員会/金融監督院報道資料「企業構造調整推進方向および推進体系」

調整方案を協議、議決することにし、③債権金融機関協議会において意見がある場合、企業構造調整促進法による債権金融機関調整委員会がこれを調整することにした。⁶

2) 建設・中小造船業・海運業等特定産業関連構造調整方向決定

ア 建設業構造調整推進の方向

上記で見た企業財務改善支援団は、2009年初頭に建設景気沈滞による未分譲住宅増加等により建設会社たちの連鎖倒産等が憂慮されているにつれ、建設業構造調整推進方向を提示した。まず、①金融会社の健全性および金融市場に及ぼす影響を把握し、②建設会社流動性支援強化方案（P-CBOを通じた支援、ブリッジローン保証を通じた支援、貸主団協約を通じた支援等）を整備し、③協力企業流動性支援（市中銀行に対して回生手続等進行中の建設会社の協力会社に対する金融支援を積極的に勧告し、一時的流動性不足協力会社に対する中小企業Fast Trackプログラムを優先に適用し、共済組合等保証機関で下請け支給保証処理期間を最大限に短縮し協力会社の下請け代金早期支給等）等の方案を提示した⁷。

イ 中小造船業構造調整推進の方向

企業財務改善支援団は中小造船企業に対しても構造調整推進方向を提示したが、①金融会社健全性および金融市場に及ぼす影響を把握し、②構造調整手続迅速進行で既に受注した契約の納期遅延等防止を誘導し、③海外船主RG請求最小化のため船主協商を債権金融機関が支援するように誘導し、④一時的流動性危機に対する政策的支援を強化する（構造調整進行中である中小造船社の協力社に対する金融支援協助要請を通じ金融支援がやり遂げられるように積極的に勧告し、回生手続開始の中小造船社の場合、回生計画案により協力社が回収することができる予想金額を担保で運営資金を支援し、一時的流動性不足協力企業に対する中小企業Fast Trackプログラムを優先に適用し、輸出保険工事等の中長期輸出金融拡大等を通じ造船企業に対する十分な流動性供給持続）方案等を提示した。⁸

ウ 海運業構造調整推進の方向

企業財務改善支援団は海運運賃の暴落による破綻兆候海運社に対しても、①常時構造調整推進（流動性憂慮がある一部大型企業は財務構造改善約定等を通じ自律的構造調整を誘導し、一時的流動性問題を経験している回生可能な中小企業に対してはFast Track等を活用し構造調整と金融支援の並行等）②構造調整船舶ファンド運営改善（現在運行中船舶に対し支援されている船舶ファンドファンド買入対象を建造中船舶まで含めるように対象を拡大し、債権金融機関たちも船舶ファンドに参加するように誘導等）③金融機関の船舶金融を提供する基準を緩和し（建造中船舶に対し輸出入銀行の船舶金融支援、建造中船舶の円満な建造進行がやり遂げられるように支援することで海運・造船・

⁶ 企業財務改善支援団は設立から2年間限時的に運営されたにもかかわらず、現在は存在しない組織である。一方、企業構造調整促進法（「企促法」）は、2001年8月に限時法として制定されて以来、数回の延長および再立法を経て効力を維持してきたが、2018年6月30日に日没された。

⁷ 2009年1月20日、金融委員会報道資料「建設社および中小造船社構造調整の影響及び対応方案」

⁸ 同じ

金融の共生図謀、国内造船所の新造船建造時外貨効果が高い国籍外航船社に対する輸出保険工事の貸出保証支援を促進）等の構造調整促進方向を提示した。⁹

3) 金融会社の不良債権処理方案の整備

企業財務改善支援団はグローバル金融危機以降、企業構造調整が比較的円滑に推進されるにつれ、金融機関の不良債権に対する実効性のある整理計画を樹立したが、具体的内容には、①構造調整基金の設置を通じ不良債権買入の拡大を推進し、②民間資本市場を活用した不良債権整理を積極的に推進し、③民間のバッドバンクなど金融会社の自体整理努力の拡大を推進し、④金融会社が積極的に不良債権の減縮を誘導する等が含まれていた。

特に金融会社の積極的な不良債権の減縮に関連して、①銀行圏に対しては金監院が銀行別に不良債権減縮目標計画を協議・確定した後、分期別に移行実態を点検・管理し、②第二金融圏の場合、PF不良債権は構造調整基金を活用して迅速に整理し、他の不良債権の場合、金融会社が積極的に自体整理するよう指導し、③金融監督院が分期ごとに健全性分類調整内訳を点検することで潜在的な不実与信を積極的に認識するように資産健全化を誘導する等の方案が提示された。¹⁰

4) 新構造調整方案（資本市場を通じた構造調整およびPプラン）推進

2017年金融委員会は銀行借入に依存した企業たちの資金調達方式が会社債務、CP発行等資本市場を積極的に活用する方式で変化するにつれ、債権団を構成する債権者の数が伸び、債権者間の利害関係も多様化しており、債権銀行が主導に構造調整方式を決定する現構造調整体系（London Approach）の限界が露出されるにつれて、現行債権金融機関を中心とする構造調整体系を①資本市場を通じた構造調整方式と②裁判所による迅速な構造調整方式（Pre-packaged-Plan, P-Plan）として多様化すると発表した。

まず、資本市場を通じた構造調整方式には、①構造調整債権価格算定の公正性・透明性を高め構造調整企業売却の活性化のための制度的基盤の整備、②債権金融機関が保有する構造調整企業を一つにし（pooling）買取者と賣渡者を結び付ける仲介プラットフォームを構築し、③政策金融機関に、計1.6兆ウォン限度で限度性与信支援プログラム（産業銀行、輸出入銀行）および保証プログラム（信用保証基金、企業保証基金）を新設しPEFを通じ構造調整を推進する企業の限度性与信確保を支援し、④企業構造調整ファンドの造成を通じた構造調整の債権市場に対する十分な流動性供給を提示した。

一方、裁判所による迅速な構造調整方式に関しては、①回生裁判所と金融監督当局の協力強化、②円滑なP-Plan適用のための事前回生計画案運営準則、P-Planガイドライン等具体的な運営方案を整備すると発表した。¹¹

5) 新しい企業構造調整推進方向の定立

その間の構造調整推進過程において事前的対応、産業的考慮、現場意見の反映、国債銀行出資企業に対する管理等が不足だったという診断により、産業競争力強化関係長官会議において「新たな企業構造調整推進方向」を提示したが、不実兆候以前段階においては①金監院が産業うち主要企業に対する財務状況、経営条件、リスク要因等を定期点検する等、産業診

⁹ 2009年3月5日、金融委員会報道資料「海運業構造調整推進方向」

¹⁰ 2009年7月30日、金融委員会報道資料「企業構造調整推進状況および金融会社不実債権整理計画」

¹¹ 2017年4月13日、金融監督院報道資料「銀行長懇談会を通じた『新企業構造調整方案』発表」

断システムを構築し先制的構造調整手続強化を推進し、②企業活力向上のための特別法を通じ先制的事業再編を誘導し、不実兆候感知段階においては市場中心の常時構造調整（信用危険評価結果により債権団を中心に常時構造調整進行および資本市場を通じた構造調整、ワークアウト、企業回生手続等を通じた構造調整方式多様化）活性化等の改善策が提示された。

12

4. 構造調整推進に必要な法律および協約等の制定関与

1) 金融監督機関の関与形式

構造調整推進関連法律に関しては代表的に企業構造調整促進法の制定および改正に金融監督機関が積極的に関与している。

構造調整推進に必要な協約等の制定に対しては金融監督機関が協約の内容および実行方向等に直接、間接的に関与するとして知られているが、外部において、その具体的な関与内容を分かり難く、対外的には関連金融機関たちが該当金融業協会等を中心に自律的に協約を制定し加入しており、実際に協約に加入しない金融機関たちもあった。協約加入後には協約に根拠して構造調整手続に義務的に参与しなければならない。

2) 企業構造調整促進法の制定および改正

金融委員会は韓国のワークアウト制度の基本的な企業構造調整促進法の制定および改正に関する主務官庁としてワークアウト制度の整備および実行に対する中枢的な役割を遂行している。また金融監督院は債権金融機関協議会招集時に、金融機関に対して対象企業に対する一時停止要請等を通じ円滑な企業構造調整を可能にする機能をしている。企業構造調整促進法は2001年8月に限時法で制定されて以来、数回の延長および再立法を経て効力を維持してきたが2018年6月30日で失効した。企促法は裁判所の関与なく金融債権者たちの主導で債務者会社に対する管理手続を開始し債務者会社の金融債務を調整することで債務者会社の更生を求めることに意味を置いており、特に最新の企促法は金融機関以外に金融債権を保有する一般債権者および外国債権者も適用対象に含め、債権の性質が金融債権に該当すれば全ての調整対象に含めたということに特徴があった。ただ、失効による空白を埋めるために、債権金融機関たちとの新たな協約を締結して少なくとも締結金融機関たちの間では効力を維持するように見え¹³、これと関連して、2018年8月1日に「企業構造調整運営協約」が施行され、それによると金融債権調整の効力は現企促法と異なって協約当事者でない金融機関たちには及ぼさなくなる。¹⁴

一方、金融委員会においてはやはり企促法を維持する必要性があると見ており、企促法の再立法を準備している。すでに2018年4月26日にゼ・ユンギョン（諸閏景）議員等の発議で企促法を2年ほどさらに延長する内容の改正案が国会に係留中であり、2018年7月30日にはシン・ゼ Chol（沈在哲）議員等が初めから有効期間のない企促法を発議した。

¹² 2017年12月8日、関係機関合同報道資料「新たな企業構造調整推進方向」

¹³ その間、企促法の延長過程で企促法廃止論議とそれによる空白が繋がってきたように、2015年12月31日に、延長なく終了廃止された旧企促法の場合、再立法までの過渡期に債権金融機関間で旧企促法とほぼ同一内容の協約を締結し構造調整が施行された。

¹⁴ 2018年8月1日、銀行連合会報道資料「債権金融機関の企業構造調整業務運営協約施行」

3) 貸主団協約

全国銀行連合会は2008年4月1日に一時的に困難を経験している中堅優良建設会社を支援するための「貸主団運営協約」を実行すると発表した。これは中堅優良建設会社が一時的な流動性不足でメイン金融機関に一時停止を要請しまたは債権金融機関がメイン金融機関に要請する場合、メイン金融機関は債権金融機関間の協議を通じ1年範囲内で一回に限り債権行使を猶予するようにする内容として、対象企業はメイン金融機関が施工能力評価等を勘案して営業力と認知度を備えていると判断する建設企業および関連施行社である。

メイン金融機関は①建設会社がメイン金融機関に一時的な流動性不足で一時停止を要請する場合、②各債権金融機関が一時停止が必要であると判断しこれをメイン金融機関に要請する場合、③他のメイン金融機関が支援対象企業に対する流動性不足の解消のために必要であると判断する場合に、一時停止の可否を審査することになり、メイン金融機関が一時停止が必要であると判断して猶予期間を記載して各債権金融期間に書面で通報する場合、債権金融機関は一時停止通知が発送された時から弁済期日が到来するすべての債権に対して債権行使を猶予しなければならない。

一方、新規資金支援は貸主団自律協議会を通じ可能であり、これに同意する債権金融機関のみ支援することになる。流動性不足が特定事業場において生じた場合、PF 主管銀行は新規資金を優先的に支援できるよう積極的に検討すべきであり、メイン金融機関と緊密に協力しなければならない。¹⁵

4) 中小企業迅速金融支援プログラム

金融委員会はグローバル金融危機当時、信用度脆弱（Gray Zone）中小企業に対する与信の過度委縮を防止するため2008年10月から中小企業ファーストトラックプログラム（FTP）を施行した。信用度が相対的劣位である正常企業（A・B等級）の一時的流動性危機時、迅速な金融支援を通じ早期正常化を支援し銀行たちの積極的な流動性支援を誘導するため債権銀行団が新規資金を支援する時、信用保証基金・企業保証基金がそれぞれ特別保証を提供できるようにする内容であって、これは破綻兆候発生前、中小企業の一時的支援手段として有用に活用されており、2016年末まで持続的に延長された。

一方、金融委員会はより効果の高い、迅速な金融支援プログラムを導入するためファーストトラックを常設・制度化した中小企業への迅速金融支援プログラムを導入した。これはファーストトラックに対比してみると、①信用保証基金および企業保証基金で保証比率を大幅に上向した調整（40%から6~70%まで調整）であり、②特別保証支援企業の財務条件等が改善される場合、保証料率を優待（最大30%p）する等の事項が含まれるものである。¹⁶

5. 構造調整推進に必要な機関設立関与

1) 連合資産管理

2009年2月15日、「金融当局および主要銀行銀行長合同ワークショップ」において急増する銀行不良債権を効率的に整理するための方案の一環として金融機関が不良債権の引受、

¹⁵ 2008年4月1日、銀行連合会報道資料「中堅優良建設企業の一時的流動性支援のための『貸主団運営協約』施行」

¹⁶ 2016年12月27日、金融委員会報道資料「『中小企業迅速金融支援プログラム』新設」

管理および処分業務を遂行する民間バンクを発足する必要があるとの意見が提起されて、これに2009年8月20日市中6銀行（農業中央会、新韓銀行、ウリィ銀行、ハナ銀行、企業銀行、国民銀行）は「バッドバンク設立のための諒解覚書」を締結した。それによる効果として、①民間自律による銀行の不良債権の整理、②銀行の資産健全性向上を通じた実物経済支援余力の拡充、③公的資金からなり立てられる構造調整基金と相互補完機能の遂行、④不良債権市場の活性化等が達成された。¹⁷

2) 不動産PF正常化バンク

国民銀行、ウリィ銀行、農業中央会、新韓銀行、産業銀行、企業銀行、ハナ銀行等、7つ銀行および連合資産管理（株）は2011年6月13日に不動産景気沈滞が持続される中で、建設会社構造調整等の影響で銀行の不動産PF不良債権規模が増加するに連れてPF不良債権を効率的に整理するための方案の一環として不動産PF正常化バンクを発足させ、6月29日に、19事業場、約1兆2千億ウォン規模のPF債権引受を完了した。不動産PF正常化バンクの役割として、①事業場の構造調整方案（事業継続または中断可否、施行社/施工社交替可否、自体事業推進または外部売却可否、新規資金支援対象事業場の選定）を整備し、②貸主団内、議決権の集中で迅速で一貫された意思決定および事業場水量調節を通じた完成品需給調整を通じ事業場単位構造調整の実効性を向上し、③建設社の早期正常化を支援することにより、その効果としては、①民間自律による銀行の不動産PF不良債権の整理、②銀行の資産健全性向上およびこれによる実物経済支援余力の拡充、③PF事業場構造調整を通じた建設社の早期正常化が可能になった。¹⁸

3) 企業構造革新ファンドおよび企業構造革新支援センター

金融委員会と金融監督院は市場中心の常時的構造調整を活性化するため2017年12月18日に産業・輸出入・企業・ウリィ・農業・ハナ・国民・新韓上記8銀行と韓国資産管理工事、韓国成長金融とともに2018年上半期中1兆ウォン規模の「企業構造革新ファンド」を成り立たせるため、諒解覚書（MOU）を締結した。

また、韓国資産管理工事を通じ資本市場と対象企業を結び付ける「企業構造調整プラットフォーム」の機能をする企業構造革新支援センターを設置し①資本市場の冒険資本を企業構造調整市場に供給することで、企業の業革新成長を誘導し、②債権金融機関の積極的・先制的企業構造調整促進条件を用意し経済の活力を向上する等、「生産的金融」を拡大し、③自律協約・ワークアウト企業に適格投資者および公的再起支援プログラム情報を提供し自律的経営正常化を支援する等の方法で構造調整債権売却を活性化し、信用危険評価とワークアウト制度改善を通じ迅速な構造調整推進を求めようとした。¹⁹

（翻訳：大阪大学大学院法学研究科博士課程 李英）

¹⁷ 2009年8月20日、銀行連合会報道資料「民間のバッドバンク設立のための諒解覚書締結」

¹⁸ 2011年5月31日、銀行連合会報道資料「不動産PF不実債権整理機構設立のための諒解覚書締結」

¹⁹ 2017年12月18日、金融委員会報道資料「新政府の企業構造革新支援方案」